

兵庫県公報

平成27年8月21日 金曜日 第2724号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 落札者等の公示（管理課）	6
○ 同 上（同）	7
正 誤	
○ 平成27年5月7日付け兵庫県公報第2693号中	7

告 示

兵庫県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年8月10日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	高室池地区	平成27年8月21日から 同 年9月10日まで	加東市役所
農村地域防災減災事業	七ツ町池地区	平成27年8月21日から 同 年9月10日まで	加東市役所

兵庫県告示第703号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成23年兵庫県告示第918号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成27年9月1日限りで消滅する。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

沼島加入区



兵庫県告示第704号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成27年9月2日から発生する。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

沼島加入区



兵庫県告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市田路字榊谷122・125の1・126・1130（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、121、1128、1129

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榊谷121・125の1・1128・1129（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第706号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から適用する。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 安富支店	姫路市安富町安志
--	--------	----------

を

「

	同 安富支店	姫路市安富町安志
	同 八幡支店	姫路市広畑区西夢前台

同 英賀保支店	姫路市飾磨区英賀保駅前町
同 中島支店	姫路市飾磨区中島
同 高浜支店	姫路市飾磨区阿成鹿古
同 菅野南支店	姫路市夢前町菅生潤

に改める。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 JR塚口駅ビル
 所在地 尼崎市上坂部一丁目36番14
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 尼崎市潮江一丁目1番60号
 代表者の氏名 近 藤 隆 士
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 未定11者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成28年 4月 1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,721平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 17台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 49台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 70.2平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 17.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
未定1者	24時間	
未定10者	午前6時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯	
荷さばき施設①	午前 6 時	午後 10 時
荷さばき施設②	24 時間	

8 届出年月日

平成27年 7月31日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 8月21日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年12月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ホームセンターコーナン三田ウッディタウン店B棟

所在地 三田市けやき台一丁目 1 番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 コーナン商事株式会社

住所 堺市西区鳳東町四丁401番地 1

代表者の氏名 疋 田 直太郎

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名 コーナン商事株式会社

住所 堺市西区鳳東町四丁401番地 1

代表者の氏名 疋 田 耕 造

イ 変更後

氏名 コーナン商事株式会社

住所 堺市西区鳳東町四丁401番地 1

代表者の氏名 疋 田 直太郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋 田 耕 造
イ 変更後		
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋 田 直太郎
未定2者		

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

4,392平方メートル

イ 変更後

3,299平方メートル

(4) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

193台

イ 変更後

133台

(5) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

126台

イ 変更後

96台

(6) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

132平方メートル

イ 変更後

69平方メートル

(7) 廃棄物等保管施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

21.3立方メートル

イ 変更後

17.2立方メートル

(8) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前7時	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社 未定2者	午前6時15分	午後9時45分

(9) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前6時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年7月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年8月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年12月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市大村一丁目10番4、10番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府摂津市鳥飼本町三丁目1番11号

株式会社大阪西物流 代表取締役社長 戸 川 通 夫

3 許可年月日及び許可番号

平成27年1月19日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1－10号（26三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市末広一丁目236番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市別所町小林688番地の6

有限会社一道 取締役 藤 本 勝

3 許可年月日及び許可番号

平成27年4月10日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1－3号（27三木）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年8月21日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

建設雪寒機械（除雪ドーザ8トン級、車輪式） 2台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日
平成27年 7月29日
- 4 落札者の名称及び住所
コマツ建機販売株式会社兵庫西支店 姫路市花田町一本松定池122番地
- 5 落札金額
20,628,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年 6月19日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成27年 8月21日

契約担当者
兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
胃部・胸部がん集団検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 8月 3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社日立メディコ神戸営業所 神戸市中央区中町通2丁目3番2号 三共神戸ツインビル
- 5 落札金額
63,612,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年 6月23日

正 誤

○平成27年 5月 7日付け（兵庫県公報第2693号）
兵庫県告示第407号（保安林の指定の予定通知）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	上から 4	立木の伐採の限度並びに植栽の方法 ・期間及び樹種	立木の伐採の限度